

品川区立幼稚園における巡回相談実施要綱

制定 令和8年4月1日 教育長決定 要綱第17号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）の区立幼稚園に在籍する幼児の健全な発育に寄与し、保育・教育の質の確保・向上等のため、巡回相談員が幼稚園に対する指導、助言および相談（以下「巡回相談等」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 巡回相談等は、区立幼稚園（学校教育法（昭和22年法第26号）第1条に規定する幼稚園）に勤務する職員を対象とする。

(巡回相談員の設置)

第3条 巡回相談等を実施するため、巡回相談員を設置する。

2 巡回相談員は、障害のある児童の保育・教育に関する知識および技能を有する医師、公認心理士、臨床発達心理士、臨床心理士ならびに学校心理士のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委嘱の任期は、教育委員会が委嘱した年度の末日までとし、再任を妨げない。

(実施内容)

第4条 巡回相談等の実施内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 相談員は幼稚園を巡回し、職員の相談に応じ、保育・教育に関する事項の指導または助言を行う。

(2) 巡回相談員は、幼稚園における保育・教育状況を観察し、当該施設に勤務する職員に対し、課題解決に向けた支援を行う。

(実施回数・実施対象施設)

第5条 巡回相談等の実施回数・実施対象施設は、施設の状況に応じ決定する。

(報告)

第6条 巡回相談員は、指導・助言内容等を報告書により速やかに報告するものとする。

(秘密の保持)

第7条 巡回相談員は、事業の実施にあたり知り得た情報を外部に漏らし、または他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(実施細目)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。